

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行 東京都

目 次

告 示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）……一

規 則（公）

○放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則の一部を改正する規則……二

公 告

○開発行為に関する工事完了………三
：（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……三

告 示

●東京都告示第八百九十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月十五日

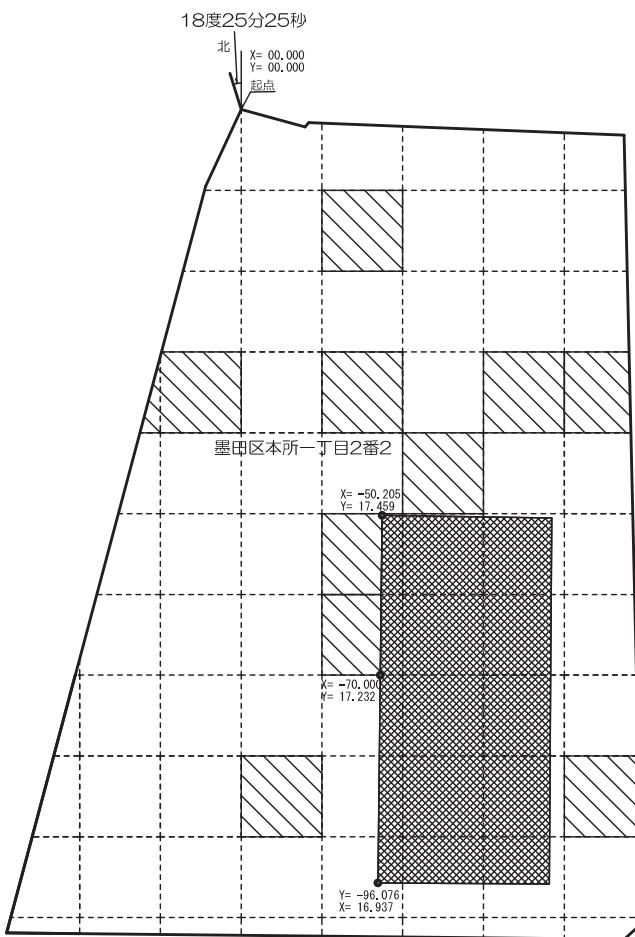
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区本所一丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 硒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



別図



【起点】
起点は、墨田区本所一丁目2番2の最北端とする。

【格子の回転角度（18度25分25秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例	
—	敷地境界
■	調査対象範囲外
---	単位区画
▨	形質変更時要届出区域

座標値は、墨田区本所一丁目2番2の最北端を(X, Y) = (00.000, 00.000)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年8月15日

東京都公安委員会

●東京都公安委員会規則第11号

放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則（平成18年5月19日東京都公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100円未満の端数があるとき」を「1,000円未満の端数があるとき、」に改める。

別記様式第6号（裏）中「100円」を「1,000円」に改める。

附則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則第9条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に納付期限の到来する放置違反金について適用し、同日前に納付期限の到来する放置違反金に係る延滞金については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に

規則（六）

公告

関する規則別記様式第6号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお専用することができる。

東大和市桜が丘四丁目三百番
一及び同番十二

西東京市東伏見三丁目八番十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年八月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜

許可を受けた者の
住所及び氏名

信州方言

澤ビル二〇五号室

株式会社ミーラホーム
代表取締役 喬澤

表取緯役 芦澤 尚

市大字熊川四百六十八
一KM A VI

企画 彩社会議 又久義一

表取締役 橋本一馬

川市西砂町二丁目一十五

井上昇三

鳥市東町四丁目六番七号

社会二二三

代表取締役 永井 彰

卷之三

石神井町二丁目二十

建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

発行
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
○三(五三三二)一一一二(代) 都
郵便番号 163-8001

定価
一本号
一箇月 六、六〇〇円 三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
○三(五二七六)〇八一一(代) 鈴印刷株式会社

郵便番号 101-0051